

地域共生社会に向けた取組事例について

厚生労働省 社会・援護局

厚生労働省 老健局

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
 - ー 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須
 - ー 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

※ 既存の取組で対応できる部分は、既存の取組を活用

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート

※ これまで結びつきのなかった人と人が
つながり、新たな参加の場が生まれ、地域の活動が高まる。

**I～IIIを通じ、
継続的な伴走
支援を実施**

相談支援にかかる一体的実施のイメージ

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。

現行の仕組み

高齢分野の相談

障害分野の相談

子ども分野の相談

生活困窮分野の相談

相談支援

属性や
世代を
問わない
相談

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

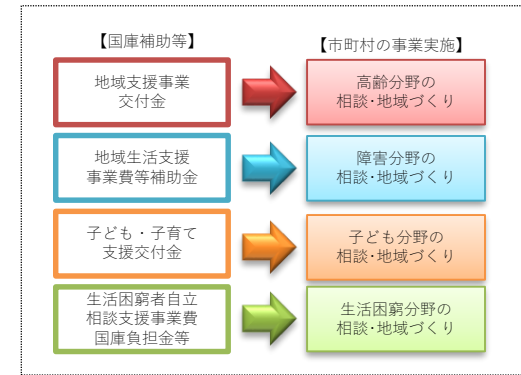
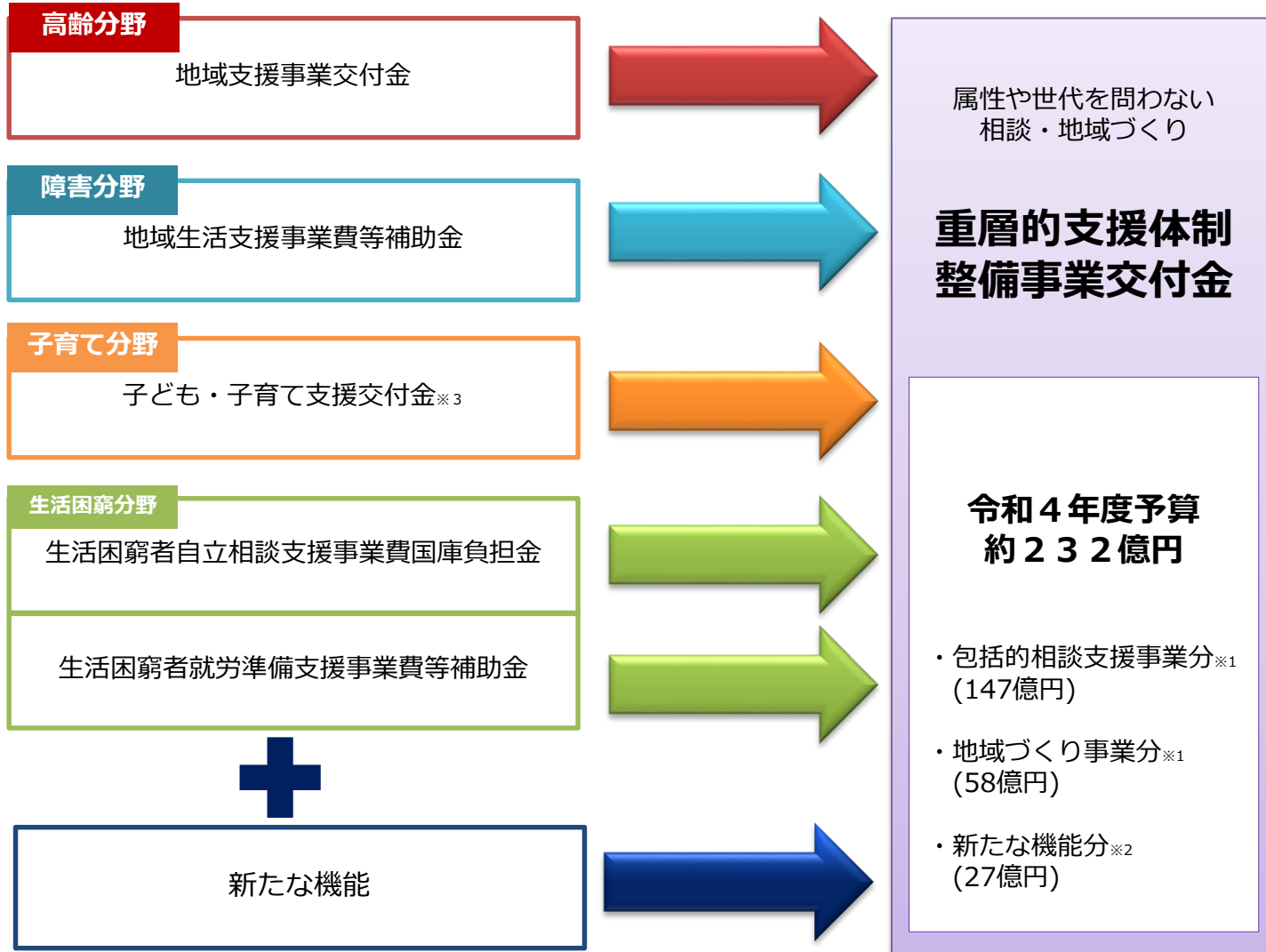
北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
青森県	鱒ヶ沢町	東京都	八王子市	伊賀市	広島県	廿日市市	
岩手県	盛岡市	神奈川県	立川市	御浜町	山口県	宇部市	
	遠野市		狛江市	長浜市		長門市	
	矢巾町		西東京市	守山市		高松市	
	岩泉町		鎌倉市	甲賀市		さぬき市	
秋田県	能代市	富山県	茅ヶ崎市	野洲市	愛媛県	宇和島市	
	大館市		逗子市	高島市	高知県	高知市	
	湯沢市		富山市	米原市	福岡県	中土佐町	
	由利本荘市		氷見市	竜王町		大牟田市	
山形県	山形市	石川県	金沢市	豊中市		久留米市	
	福島県		福島市	小松市		枚方市	八女市
茨城県	須賀川市	福井県	越前市	高石市	糸島市		
	古河市		坂井市	東大阪市	岡垣町		
栃木県	東海村	山梨県	甲州市	大阪狭山市	佐賀県	佐賀市	
	栃木市	長野県	飯田市	阪南市	熊本県	大津町	
	市貝町		伊那市	太子町	大分県	中津市	
	野木町		岐阜市	姫路市		津久見市	
群馬県	太田市		岐阜県	関市		尼崎市	竹田市
	みどり市	静岡県		函南町		芦屋市	杵築市
	上野村			岡崎市	加東市	都城市	
埼玉県	玉村町		愛知県	春日井市	三郷町	宮崎県	日向市
	川越市	豊田市		川上村	三股町		
	狭山市	稲沢市		和歌山市	※134自治体 うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体		
	草加市	東海市		鳥取市			
	越谷市	大府市		米子市			
	桶川市	知多市		智頭町			
	ふじみ野市	豊明市		北栄町			
	鳩山町	長久手市					
	東浦町						

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



- <※1 既存事業について>
- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）
 - 地域づくり事業
 - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
 - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
 - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）
- <※2 新たな機能について>
- ・多機関協働事業
 - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
 - ・参加支援事業
- <※3 子育て分野の予算計上について>
- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
 - ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

包括的相談支援事業(改正社会福祉法第106条の4第2項第1号)

令和4年度予算(令和3年度予算)

14,725,793千円(4,855,529千円)

【事業趣旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業(※)を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
- 相談受付・アセスメントの結果、複雑化・複合化した支援ニーズを有することから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。

(※) 各法に基づく相談支援事業

- ・ 介護(地域包括支援センターの運営(介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号))
- ・ 障害(障害者相談支援事業(障害者総合支援法第77条第1項第3号))
- ・ 子ども・子育て(利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号))
- ・ 生活困窮(自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第3条第2項))
- ・ 生活困窮(福祉事務所未設置町村相談事業(生活困窮者自立支援法第11条第1項))

実施主体

市町村

補助率

各法に基づく
負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1から第3号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号)	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第3条第2項)	国 3/4

地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

令和4年度予算(令和3年度予算)
5,764,267千円(1,776,782千円)

【事業趣旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業(※)を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。

(※) 各法等に基づく地域づくり事業

- ・ 介護（一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号））
- ・ 介護（生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号））
- ・ 障害（地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号））
- ・ 子ども・子育て（地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号））
- ・ 生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

実施主体

市町村

補助率

各法等に基づく
負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち、地域介護予防活動支援事業	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、二号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	国 1/2

多機関協働事業等(社会福祉法第106条の4第2項第2号、同項第4～6号)

令和4年度予算(令和3年度予算)
2,699,933千円(973,260千円)

【事業趣旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等の必要な取組を行う。
- ※ なお、市町村の包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入することを検討している。

【事業内容】

多機関協働事業

(主な機能)

- 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等

(主な取組内容)

- 相談受付(各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの)、アセスメント(相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握)、プラン作成(各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等)、重層的支援会議の開催(関係機関の役割分担、支援の方向性の共有)、モニタリング 等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(主な機能)

- 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等

(主な取組内容)

- 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
- 本人と接触するまでの各種取組(メール、SNS、オンライン相談等)
- 家庭訪問、同行支援 等

参加支援事業

(主な機能)

- 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等

(主な取組内容)

- 本人のニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
- 社会参加に向けた支援メニュー開拓
- 本人への継続的な支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ 等

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

予算額

2,699,933千円

地域包括ケア推進計画に位置付けた重層的支援体制整備事業（愛知県東海市）

自治体概要 R4.4.1 現在

人口 113,931人

面積 43.43km²

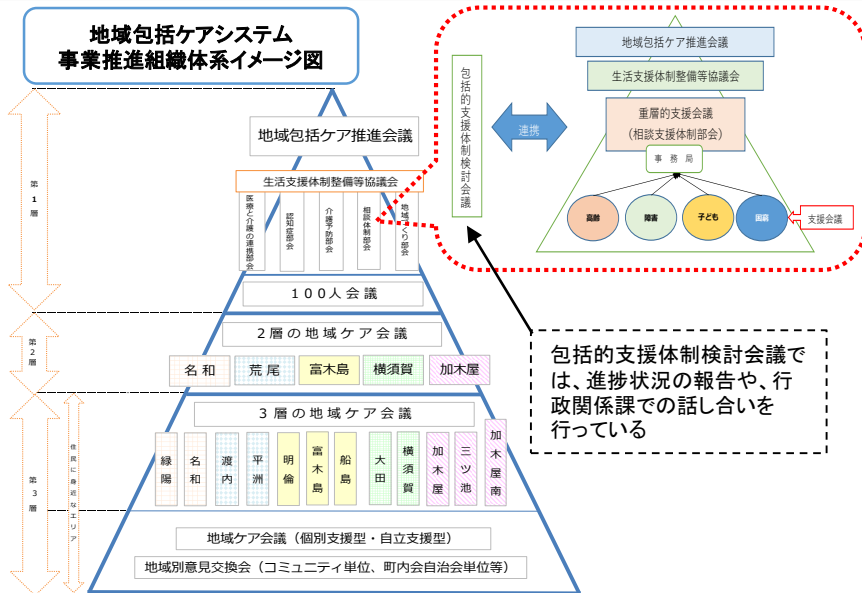
高齢化率 22.7%

小学校数 12校

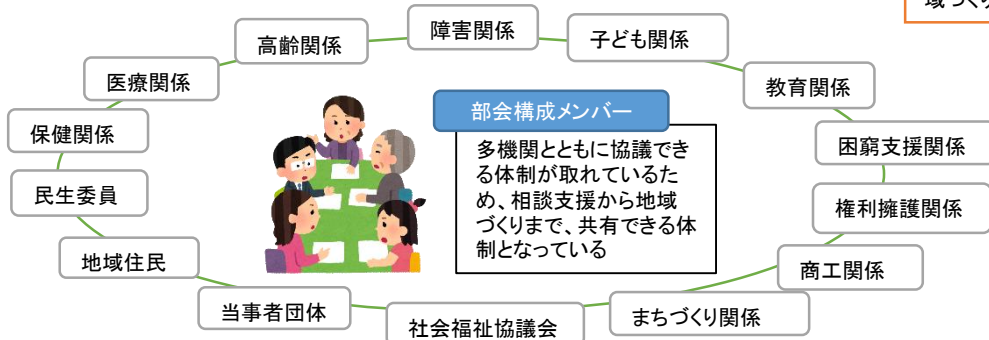
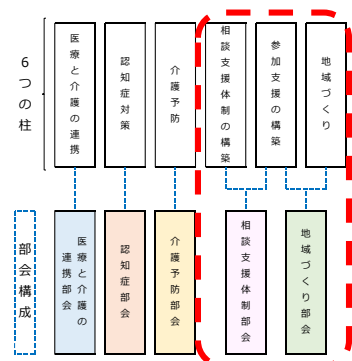
中学校数 6校

- 「0歳から100歳までの地域包括ケア」をめざして、地域包括ケア推進計画を策定し、その中に重層的支援体制整備事業について位置付け、地域共生社会の実現を目指す。（地域包括ケアシステムの普遍化）
- 医師会を始めとした**三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の協力、多様な分野の事業所などの協力を得ながら、地域住民とともに話し合いを進めている。**（多職種連携と地域連携の推進）
- 知多地域権利擁護支援センターの運営など、知多半島圏域（保健福祉圏域）の**広域**で協力し合える関係性ができている。
- **身近なコミュニティ**での活動の組織化や推進を庁内連携、社協との協働で行っている。

重層的支援体制整備事業



- 第2次地域包括ケア推進計画に、重層的支援体制整備事業を位置づけ
- 相談窓口を一本化せず、高齢、障害、子ども、生活困窮といった既存の相談窓口を活用しながら、相談を受ける体制
- 重層的支援会議は、地域包括ケアシステム構築に向けた相談支援体制部会で、原則的に定例開催としている。
- 地域包括ケアシステムの構築から進めているが、当初より高齢者に限らず全世代を対象とした地域包括ケアシステム構築を目指しているため、大きな混乱はなかった
- アウトリーチは、常設のひきこもり支援センターとタイアップしながら、取り組みを進めている
- 地域づくりは、生活支援コーディネーターを中心に取り組みを進めている。
- 主に第3層で実施する地域別意見交換会には、地域の方と専門職が一同にわがまちの話し合いをしている



住民と対話をしながらの地域づくりの様子



松戸市地域包括支援センター等の地域共生社会への対応

ダブルケア・8050問題など、多分野にまたがる複合的な支援が必要な市民の増加

地域包括支援センターでの相談事例の分析、地域ケア会議での問題提起・議論を通じ、**多世代・他分野にわたる支援の必要性を共有**

H29.4 『**基幹型地域包括支援センター**』の設置(直営・市役所内に設置)→ **支援体制の強化**

H29.8 『**福祉相談機関連絡会**』の設置

- ・多分野(高齢分野・子ども分野・障害分野・生活困窮分野等)における相談機関での情報共有・事例検討
- ・定期的・継続的に開催(年4回)
→ 参加機関を順次拡大し、**多分野における相談機関の連携を深化**

H30.4 『**福祉まるごと相談窓口(福まる窓口)**』を設置

- ・基幹型地域包括支援センターの高齢者総合相談窓口の機能を拡充し、**福祉に関する困りごとのワンストップ相談窓口**に。
- ・多分野における専門職を配置し、高齢者分野のほか、子ども・障害分野等も含む相談への対応や適切な機関への紹介。

R1.4 『**福まる窓口**』を増設(3圏域に拡大)

多世代型地域包括ケアシステムの推進

地域ケア会議の共生対応

- ・地域課題の発見力・解決力強化
- ・それぞれの持つ知恵や専門性を持ち寄る**地域ケア会議への深化**

地域ケア会議(市)

地域包括ケア推進会議(圏域)

地域個別ケア会議(個別事例)

地域包括支援センターの多世代対応

- ・圏域内の多分野にわたる問題への相談対応
- ・**15か所の地域包括支援センターそれぞれがワンストップ窓口を目指す**
- ・地域包括支援センター**専門職の充実**

在宅医療・介護連携支援センターの多世代対応

- ・地域サポート医によるアウトリーチ等**医療が関係する困難事例への協力**
- ・医療職ははじめ**多職種との連携の推進**
- ・障害児・者などの多分野支援



松戸市
福祉まるごと
相談窓口

福祉に関する困り事(サービスや制度を知りたい、どこに相談したら良いかわからない等)の相談窓口です。専門職が一層に考え、必要なサービスをご紹介したり、担当の課におつなぎします。お住まいの地域の窓口へご相談ください。

受付時間: 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~16:30

相談窓口

松戸市役所 地域包括ケア推進課
福祉まるごと相談窓口
☎ 047-366-1100

地域の福祉まるごと相談窓口
中央圏域: ☎ 080-3315-9158
常盤平圏域: ☎ 080-3315-9185
小金圏域: ☎ 080-3314-7334

地域の詳細は裏面をご覧ください

R3.4~ これまでの体制を、『**重層的支援体制整備事業**』として組み換え